

み ん な で ちから を あ わ せ
しゃがい じつげん
☆いじめのない社会を実現しましょう!!☆

平成 26 年 8 月、北海道と北海道教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組を学校、家庭、地域社会、行政が一体となって進められるよう「北海道いじめ防止基本方針」をつくり、取組を進め、平成 30 年 2 月、より一層、取組を充実させるため基本方針を改定しました。このリーフレットは基本方針の趣旨をふまえ、いじめのない社会づくりに向けて、子どもやその保護者にも理解してほしいことをまとめたものです。

児童のみなさんへ いじめはぜったいにゆるされません！

まわりにこんなことはありませんか？

- 悪口
- たたく、ける
- ものをかくす、いたずらする
- 仲間はずれや無視
- ラインやメールなどで嫌な言葉を送る など

※悪気はなくても、相手が嫌な思い

をしていけば、いじめとなります。



いじめはゆるされません！

- いじめにより学校に来られなくなったり、命を落としてしまう子もいます
- 特定の人を攻撃することで、別の子をみかたにつけるのはひきょうです
- 世の中には、ゆるされるいじめはありません

いじめをなくすために必要なことをみんなで考えよう！

- いじめをしているまわりで、はやしたてたり、見て見ないふりをしない
- じぶんや仲間とちがうからといって、仲間はずれにしたり、ばかにしたりしない



大人はみなさんをいじめから守ります！！

- 親や先生、まわりの大人は相談を聞いてくれます。いじめられたり、見かけたりしたときは相談しましょう。
- みなさんをいじめから守るため、学校でも「いじめ防止基本方針」がつくられています。先生方にその内容を確認しましょう。



保護者の皆様へ いじめはどの児童にも生じ得る問題です！

国が実施した追跡調査から、いわゆる「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定されておらず、多くの子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが分かっています。こうしたことから、いじめは全ての子どもたちに関わる問題ととらえる必要があります。

北海道いじめ防止基本方針で示されている保護者の責務

- 子どもに家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 子どもの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努める。

子どもがいじめの被害者になってしまったら

子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、学校や関係機関と連携し対応することが大切です。

保護者の皆様へ 学校や教育委員会の取組を御理解ください！

- 全ての学校が、保護者や地域住民の協力を得て「学校いじめ防止基本方針」を策定し、入学式など様々な場面で基本方針の説明を行い、児童、保護者、地域に周知します。
- 全ての学校が、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- 教育委員会は、子どもや保護者が希望する場合に、スクールカウンセラー等の専門家による相談を受けられるように準備しています。
- 地域の住民は、子どもがいじめを受けている、又はその疑いがあると気付いたときには、速やかに、連絡・通報できることになっています。



いつでも相談しよう！！-いじめ等の相談や通報を受け付ける窓口-

こどもそだんしえんセンター

でんわ 0120 - 3882 - 56
メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
24時間、いつでも相談できます
名前をいわなくてもだいじょうぶです

こどもじんけん110ばん

でんわ 0120 - 007 - 110
月曜日から金曜日まで
8時30分から17時15分まで

さっぽろしいじめでんわそだん

でんわ 0120 - 1278 - 30
月曜日から金曜日の9時から20時まで
札幌市に住む人は相談できます

ほっかいどうきょういくいいんかい
北海道教育委員会

